

売電事業や暗号資産マイニング業も適用対象

大胆な投資促進税制、 適用要件のメリット・デメリット



令和8年度税制改正では、インセンティブが高い税制措置である大胆な投資促進税制（特定生産性向上設備等投資促進税制）が創設された。即時償却又は税額控除7%（建物、建物附属設備及び構築物は税額控除4%）の選択適用が認められているが、適用するまでの要件のハードルは高い。投資規模は大企業であれば35億円以上、中小企業でも5億円以上となっているほか、投資利益率も15%以上とされているからだ。特に中小企業であれば、大胆な投資促進税制と比べて要件のハードルの低い中小企業経営強化税制の適用も視野に入れるべきといえそう。ただし、大胆な投資促進税制では、業種制限がない点に大きな特徴がある。同税制では、国のFIT制度やFIP制度を利用した売電事業についても適用対象となるほか、中小企業経営強化税制では、節税スキームの横行により適用対象外となったコインランドリー事業や暗号資産マイニング業も対象となる。これらの事業を手掛ける事業者にとっては朗報といえそう。

インセンティブが高い税制も要件厳しく、中小企業経営強化税制の適用も視野に

令和8年度税制改正で創設された大胆な投資促進税制を適用するための前提となる改正産業競争力強化法が令和8年7月31日に施行され、経済産業省は同日、大胆な投資促進税制の申請受付をホームページ上で開始した。

本税制は、大規模かつ高付加価値な国内投資へのインセンティブを付与する観点から創設されたもの。対象となる資産は、機械装置（1台の取得価額が160万円以上）、工具及び器具備品（1台の取得価額が120万円以上）、建物（一の取得価額が1,000万円以上）、建物附属設備及び構築物（一の取得価額が120万円以上）、ソフトウェア（一の取得価額が70万円以上）であり、改正産業競争力強化法の施行日（令和8年7月31日）から令和11年3月31日までの間に設備投資計画につき産

業競争力強化法に基づく確認を受け、確認を受けた日から5年を経過する日までの間に取得等をし、事業の用に供する必要がある。即時償却又は税額控除7%（建物、建物附属設備及び構築物は税額控除4%）の選択適用となる。

建物を含む即時償却や税額控除の適用が可能であり、かなりインセンティブの高い税制となっているが、その分、適用要件のハードルも高く、投資規模は大企業で35億円以上、中小企業でも5億円以上となっている。また、年平均の投資利益率（ROI）が15%以上とすることが見込まれるものとされている。特に中小企業にとっては、中小企業経営強化税制のE類型の投資下限額を大幅に上回るとともに、投資利益率も倍以上の要件となっている